

総行安第34号  
平成31年4月24日

北海道総合政策部地域振興局長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

青森県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

岩手県政策地域部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

宮城県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

山形県企画振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

福島県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

茨城県県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

栃木県総合政策部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

群馬県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

埼玉県企画財政部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

千葉県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

東京都総務局行政部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

東京都総務局行政部長 殿  
(区政課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

神奈川県政策局自治振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

富山県経営管理部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

石川県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

福井県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

長野県企画振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

岐阜県清流の国推進部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

静岡県経営管理部地域振興局長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

愛知県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

三重県地域連携部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

滋賀県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

京都府総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

大阪府総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

兵庫県企画県民部企画財政局長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

奈良県地域振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

和歌山県総務部総務管理局长 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

鳥取県地域振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

島根県地域振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

岡山県県民生活部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

山口県総合企画部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

徳島県政策創造部地方創生局長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

香川県政策部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

愛媛県総務部総務管理局长 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

高知県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

福岡県企画・地域振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

佐賀県地域交流部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

長崎県企画振興部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

熊本県総務部市町村・税務局長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況(3)」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号(通信業)、第12号(教育等)及び別表第1の各号に該当しない事業場(本庁、支所、出張所等)に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

大分県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

宮崎県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L：03-5253-5560（直通） F A X：03-5253-5561
--

総行安第34号  
平成31年4月24日

鹿児島県総務部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

総行安第34号  
平成31年4月24日

沖縄県企画部長 殿  
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
(公印省略)

### 地方公共団体における安全衛生管理体制の整備状況等について

地方公共団体における安全衛生管理体制については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により産業医をはじめとした各種管理者等及び衛生委員会などの調査審議機関の選任・設置について罰則も定め義務付けられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、長時間労働をはじめとした職場の課題に対する改善に当たって産業医や衛生委員会等の役割は益々重要なものとなっているところです。

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところです。各種管理者等について、未だに整備等がされていない事業場を有する市区町村(教育委員会を含む。)及び一部事務組合等に対しては適切に対応するよう、また選任等されている事業場に対してもその活用に向けて助言をお願いします。

参考までに、各種管理者等の選任率が50%以下の市区町村等を、提出いただいた調査表23「安全衛生管理体制の整備状況（3）」から抜粋し送付します。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により、人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長は、労働安全衛生法を適用する場合、労働基準法別表第1第11号（通信業）、第12号（教育等）及び別表第1の各号に該当しない事業場（本庁、支所、出張所等）に対して、労働基準監督機関の職権を行うこととされていますので、労働安全衛生法の施行に関する指導監督など、同機関として適切に対応が行われるよう、併せてご周知ください。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、 <u>渡邊</u> T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---